

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
平成二十三年八月二十六日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 近年、公債発行額が税収を上回る等、極めて深刻な財政状況にあることを真摯に受け止め、歳出の徹底した見直し・削減を図ることにより、東日本大震災からの復旧・復興に必要な資金の確保とともに、特例公債の発行額の抑制にも最大限努めること。

一 子ども手当の見直しによる歳出の削減に関しては、平成二十三年度第三次補正予算において、減額補正を含む必要な措置を講ずる等、本法律案附則を確実に遵守するとともに、農業戸別所得補償制度、高校の実質無償化については、今後の制度の在り方を含めて必要な見直しの検討を行い、平成二十三年度第三次補正予算及び平成二十四年度予算の編成プロセスなどに当たり、政策効果の検証を基に、誠実に対処すること。また、高速道路無料化については、平成二十四年度予算概算要求において計上しないこととするこ

一 欧州信用不安や米国債の格下げ等、国際的に国債の信認に対して厳しい視線が寄せられている中、国債残高が累増している我が国において国債に対する信認確保の重要性が一層増加していることを踏まえ、債還確実性に対する疑念を生じさせることのないよう国債償還に関する諸制度の運用を図るとともに、国債管理政策の手法に関する新たな幅広い議論にも十分に配慮すること。

一 国債の安定消化に向けて、投資家の金利リスク管理及び国債の流動性維持等に資する国債発行・流通環境の整備に努めること。

一 国際的な金融情勢が不確実さを増す中、公的年金の運用に当たっては、安全性の高い運用を基本とし、適切な資産負債管理（ALM）を行うこと。

右決議する。